

令和元年度 第2回足柄下採択地区協議会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和元年7月31日（水）9:00～10:30
- 2 場 所 箱根町立郷土資料館 学習室
- 3 出席者 *教科用図書足柄下採択検討会委員 15名
*事務局 箱根3名 真鶴1名 湯河原1名 計5名
- 4 傍聴者 16名

事務局： 担当次長	<p>皆さんおはようございます。ただ今より、令和元年度第2回足柄下採択地区協議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、箱根町教育委員会教育次長兼学校教育課長の小野です。本日の会議ですが、協議会規約第8条第3項の規定により、公開となっております。本日は、傍聴を希望される方が14名いらっしゃいますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。また、本日の会議ですが、議事概要を記録するため、会議を録音させていただいておりますのでご承知おきください。本日の議題は、次第にありますとおり、教科用図書の共同採択についてとなっております。採択につきましては、根拠法令「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づくものであり、足柄下郡3町が採択地区となっておりますのは、同法第12条第1項に「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」と定められていますので、県教育委員会に足柄下郡3町を採択地区とする意思表示をしているものであります。また、同法第13条第5項に「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」と定められていますので、本日の協議会で選定した小学校及び中学校の教科書につきましては、3町とも、本日の協議会終了後に開催予定の各町教育委員会定例会において、令和2年度に使用する3町同一の教科書を採択することになりますので、よろしくお願ひします。次第2「会長あいさつ」です。箱根町の小林教育長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は、令和2年度から足柄下地区の小・中学校で使用される教科用図書の共同採択を行います。そして、令和2年度から新たに教科化される小学校の英語については、初めての採択となります。今までの会議でご承認をいただきました足柄下地区の採択の方針や手続き、共同採択の進め方に基づき、静粛な採択環境の中で公正公平な共同採択を進めてまいりたいと思っておりますので、慎重な協議をする中でも会議の円滑な進行に皆様のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局：	<p>これからの議事進行につきましては、協議会規約第8条第1項の規</p>

担当次長	定により、会長が議長となりますので、小林会長にお願いいたします。
会長	<p>それでは、議事1「共同採択について」の「①令和2年度使用小学校教科用図書を選定について」を議題といたします。まず、小学校の教科用図書を選定いたします。共同採択に入る前に、本日の共同採択の進め方について最終確認をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局： 担当者	<p>それでは説明いたします。資料5ページ「足柄下採択地区協議会における教科書選定方法」をご覧ください。まず、第1回目の投票を行います。各委員は、投票用紙に記載された発行者のいずれか1者に「○(マル)」をし、投票用紙の下側に「投票した理由」を記入して、無記名で投票していただきます。ここで、過半数を占めた発行者がある場合は、その発行者を選定することとします。過半数は全投票数から無効票や白票を除いた有効投票数の半分を超える数とします。過半数については、その都度、皆様に確認をいたします。採択の責任を果たすための大切な1票ですので無効票や白票はないようにくれぐれもお願いいたします。1回目の投票で選定する発行者が決定した場合は、投票用紙に記入された意見を基に、選定した理由を取りまとめていきます。1回目の投票で過半数に達しない場合は、2回目の投票となります。1回目の投票において、得票数の上位2者を対象とし、各委員は、投票用紙に発行者のいずれか1者を記入し、無記名で投票していただきます。なお、投票する前に、1回目の投票における上位2者について、投票用紙に記入された意見を読み上げます。また、教科書の見本本を確認する時間も設けさせていただきます。その後、2回目の投票を行って、2回目の投票で過半数を占めた発行者を選定することとなります。以上が共同採択の進め方となります。また、1回目の投票用紙については、あらかじめ委員の皆様の卓上に配付させていただいておりますので、こちらで1回目の投票をお願いいたします。2回目以降の投票用紙については、その都度配付させていただきます。なお、資料の6・7ページは、発行者の一覧となっております。投票の順番、調査研究報告書の掲載ページを記載しております。以上です。</p>
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。
委員 A	<p>今説明のありました、投票用紙についてですが、投票用紙の改善点については事務局から示されただけで、決議されていないものだと思います。投票理由を記入するのはここに記載されているだけであって、決議されていないものを採用するのは事前に決議される必要があると思います。</p>
会長	それではこの場で決議をさせていただければと思います。この意見欄を使わないのか、それとも意見欄を入れて投票をするのか決議をい

<p>会長</p>	<p>たします。よろしいでしょうか。 それではまず意見欄を入れて投票するという方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、それで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
<p>委員 B</p>	<p>2回目の投票の時も理由は記載するのですか。</p>
<p>事務局 : 担当者</p>	<p>2回目につきましては、記載欄もなく、1回目の理由を私の方で読み上げますので2回目は記載の必要はありません。</p>
<p>委員 A</p>	<p>今の話ですと、投票用紙を事務局が読み上げるだけであって、協議する場が無いのですが。今までは1回目で決まらなかった場合、2回目に各委員さんからの意見や思いを公表してもらった中で、更に意見を交わしていくということでした。1回目の意見を事務局が述べたものだけで、協議する場が無く、それを聞いただけで2回目の投票をするということですか。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局で主な意見を公表した後、皆様から意見をいただくということよろしいですか。</p> <p>それでは、これより、外国語（英語）の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社（東書） ・開隆堂出版株式会社（開隆堂） ・学校図書株式会社（学図） ・株式会社三省堂（三省堂） ・教育出版株式会社（教出） ・光村図書出版株式会社（光村） ・株式会社新興出版社啓林館（啓林館） <p>以上、7者の中からの選定となります。第1回目の投票については、ご自身が選定すべきとする発行者名に○（マル）を記入していただき、投票した理由をご記入ください。</p> <p>これから投票していただきますが、ご自身の記入に間違いがないか再度ご確認ください。それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。なお、最初に投票される方は、投票箱が空（から）であることの確認もお願いします。</p> <p>それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">(事務局は開票を行う。)</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p> <p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、1回目の投票で過半数の票を得た発行者はありません</p>

<p>会長</p>	<p>でしたので、2回目の投票を行います。2回目の投票の対象となるのは、得票数が上位2者の〔東京書籍株式会社〕と〔光村図書出版株式会社〕となります。それでは、2回目の投票の前に上位2者について、各委員の「投票した理由」を読み上げます。 ～事務局が読み上げ～ それでは2者について委員の皆様から選定理由等のご意見をお願いいたします。</p>
<p>委員C</p>	<p>私は1回目に東京書籍に投票しました。各社とも英語活動に関わる内容についてはしっかりと網羅されていると思いました。私から見ると学ぶ時の視点が、国際理解を目指して子どもが国際世界に目を向けながら英語を学べるということが選択した一つの理由になります。もう一つがピクチャーディクショナリーが実用的で使い易いだろうということが理由です。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>委員A</p>	<p>私は東京書籍も光村図書も、単語について固有名詞あるいは、カタカナ表記は好ましくないと思いました。ただ、東京書籍のピクチャーディクショナリーは内容がとても分かり易く、初めて英語に接する子どもにとって、扱い易いのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございますか。それでは、東京書籍株式会社と光村図書出版株式会社でもう一度教科書を見たいという希望があれば時間をとりますがよろしいでしょうか。 それでは、2回目の投票に入ります。各委員さんは、ただいまの意見等を参考にしながら、選定すべきと考える発行者を決定してください。 これから、投票用紙を配付します。投票用紙が配付されましたら、ご自身が選定すべきと考える発行者名をご記入ください。 これから投票していただきますが、ご自身の記入に間違いがないか再度ご確認ください。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 〔読み上げ：箱根町〕 〔黒板記入：湯河原町〕 〔記録用紙記入：真鶴町〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 有効投票は15票ですので、過半数は8票となります。 投票の結果、〔東京書籍株式会社〕が12票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、〔東京書籍株式会社〕の外国語（英語）の教科書を選定することとなりました。 続いて、体育（保健）の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。 ・東京書籍株式会社（東書）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・大日本図書株式会社（大日本） ・株式会社文教社（文教） ・株式会社光文書院（光文） ・株式会社学研教育みらい（学研） <p>以上、5者の中からの選定となります。</p> <p>これから投票していただきますが、ご自身の記入に間違いがないか再度ご確認ください。それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。なお、最初に投票される方は、投票箱が空（から）であることの確認もお願いします。</p> <p>それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
会長	<p>それでは、開票結果を報告します。</p> <p>投票の結果、1回目の投票で過半数の票を得た発行者はありませんでしたので、2回目の投票を行います。</p> <p>2回目の投票の対象となるのは、得票数が上位2者の〔東京書籍株式会社〕と〔株式会社学研教育みらい〕となります。それでは、2回目の投票の前に上位2者について、各委員が「投票した理由」を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">～事務局が読み上げ～</p>
会長	<p>それでは意見をお願いいたします。</p> <p>教科書を見る時間はよろしいでしょうか。それでは、2回目の投票に入ります。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。</p> <p>それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
会長	<p>それでは、開票結果を報告します。</p> <p>有効投票は15票ですので、過半数は8票となります。</p> <p>投票の結果、〔株式会社学研教育みらい〕が10票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、〔学研教育みらい〕の体育（保健）の教科書を選定することとなりました。</p> <p>それでは、体育（保健）の選定を終了します。</p> <p>次に生活の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社（東書） ・大日本図書株式会社（大日本） ・学校図書株式会社（学図） ・教育出版株式会社（教出） ・光村図書出版株式会社（光村） ・株式会社新興出版社啓林館（啓林館） ・日本文教出版株式会社（日文） <p>以上、7者の中からの選定となります。これから投票していただき</p>

<p>会長</p>	<p>ますが、ご自身の記入に間違いがないか再度ご確認ください。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 [読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p> <p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、[東京書籍株式会社]が過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[東京書籍株式会社]の生活の教科書を選定することとなりました。 それでは、生活の選定を終了します。 続いて、書写の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。 ・東京書籍株式会社（東書） ・学校図書株式会社（学図） ・教育出版株式会社（教出） ・光村図書出版株式会社（光村） ・日本文教出版株式会社（日文） 以上、5者の中からの選定となります。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 [読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、[光村図書]が11票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[光村図書出版株式会社]の書写の教科書を選定することとなりました。それでは、書写の選定を終了します。 続いて、社会の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。 ・東京書籍株式会社（東書） ・教育出版株式会社（教出） ・日本文教出版株式会社（日文） 以上、3者の中からの選定となります。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 [読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、[教育出版株式会社]が11票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[教育出版株式会社]の社会の教科書を選定することとなりました。 それでは、社会の選定を終了します。</p>

<p>会長</p>	<p>続いて地図の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社（東書） ・株式会社帝国書院（帝国） <p>以上、2者の中からの選定となります。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p> <p>それでは、開票結果を報告します。</p> <p>投票の結果、[株式会社帝国書院]が8票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[株式会社帝国書院]の地図の教科書を選定することとなりました。</p> <p>続いて、算数の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社（東書） ・大日本図書株式会社（大日本） ・学校図書株式会社（学図） ・教育出版株式会社（教出） ・株式会社新興出版社啓林館（啓林館） ・日本文教出版株式会社（日文） <p>以上、6者の中からの選定となります。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。</p> <p>投票の結果、[東京書籍株式会社]9票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町三町の採択地区は、[東京書籍株式会社]の算数の教科書を選定することとなりました。</p> <p>続いて、理科の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社（東書） ・大日本図書株式会社（大日本） ・学校図書株式会社（学図） ・教育出版株式会社（教出） ・株式会社新興出版社啓林館（啓林館） <p>以上、5者の中からの選定となります。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、[光村図書出版株式会社]が12票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[光村図書出版株式会社]の国語の教科書を選定することとなりました。それでは、国語の選定を終了します。 続いて、家庭の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。 ・東京書籍株式会社（東書） ・開隆堂出版株式会社（開隆堂） 以上、2者の中からの選定となります。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 [読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、[東京書籍株式会社]が過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[東京書籍株式会社]の家庭の教科書を選定することとなりました。 最後に道德の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。 ・東京書籍株式会社（東書） ・学校図書株式会社（学図） ・教育出版株式会社（教出） ・光村図書出版株式会社（光村） ・日本文教出版株式会社（日文） ・株式会社光文書院（光文） ・株式会社学研教育みらい（学研） ・廣済堂あかつき株式会社（廣あかつき） 以上、8者の中からの選定となります。 それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。 それでは、開票します。 [読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、開票結果を報告します。 投票の結果、1回目の投票で過半数の票を得た発行者はありませんでしたので、2回目の投票を行います。 2回目の投票の対象となるのは、得票数が上位2者の[光村図書出版株式会社]と[株式会社学研教育みらい]となります。それでは、2回目の投票の前に上位2者について、各委員が「投票した理由」を読み上げます。</p>
<p>会長 委員C</p>	<p style="text-align: center;">～事務局が読み上げ～</p> <p>それでは委員の皆様からご意見をいただきます。 私は二つのことを考えながら道德の教科書を見てきました。一つ</p>

	<p>は、生き方の多様性を子どもたちの中に根付かせることが出来ているのかという点と、それと関連してありますが、テーマの与え方についてです。学習の前から価値についての方向付けが強くされてしまうと、子どもたちの自らの価値を学んでいく、掴んでいくというところに行かないのではないかということで、テーマの与え方について見てきました。今残った2者については両方とも甲乙つけがたいのですが、はっきりとした意見ではありませんが、自分が今まで道徳を研究してきた中での観点を述べさせていただきました。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員 A	<p>私も同じような意見ですが、他の教科では決められた目標で入っていきますが、道徳に関しては、例えばいじめ問題をやる時に、既に回答がわかっているようなことを子どもが考えていく。そういう意味では、テーマを協議としない方法が良いだろうと思います。それが子どもに自由な発想を与えて、その中で色々な考えを出せるとと思います。そういった意味では道徳の教科書は、他の教科とは違った作り方をしていないといけないと思います。その中で私は特に学研教育みらいの手法の方が子どもたちの思考力を高める教科書だと思います。</p>
会長	<p>他にございますか。教科書は見なくてよろしいですか。それでは、2回目の投票に入ります。</p> <p>各委員さんは、ただいまの意見等を参考にしながら、選定すべきと考える発行者を決定してください。これから、投票用紙を配付します。投票用紙が配付されましたら、ご自身が選定すべきと考える発行者名をご記入ください。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。</p> <p>それでは、開票します。</p> <p style="text-align: center;">[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
会長	<p>それでは、開票結果を報告します。</p> <p>投票の結果、[株式会社学研教育みらい]が11票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町3町の採択地区は、[株式会社学研教育みらい]の道徳の教科書を選定することとなりました。</p> <p>以上で全ての選定が終了しました。ここで休憩をはさみます。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
会長	<p>それでは、議事1「共同採択について」の「令和2年度使用中学校教科用図書の選定について」を議題といたします。まず、中学校の道徳の教科用図書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局： 担当者	<p>中学校の道徳の教科書につきましては、令和元年度から2年度まで使用できることとなっています。資料2ページ協議会規約第12条をご覧ください。「教科用図書の採択替えのない年度については、第8</p>

	<p>条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。」と定められていますので、この小委員会を7月24日（水）に開催したものです。資料8ページに「令和2年度使用中学校教科用図書一覧表（案）」がありますのでご覧ください。この資料は、本年度下郡3町で使用しております、中学校教科用図書の一覧表です。この内、一覧表の下の道徳の教科書につきましては、既に採択済みであり、令和元年度から2年度まで使用できることとなっておりますので、令和2年度においても引き続き使用することを小委員会で決定したものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、小委員会にて決定いたしましたので、ご承知おきください。続きまして、中学校の道徳以外の教科書を選定いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局： 担当者</p>	<p>道徳を除く中学校教科用図書につきましては、平成28年度から令和元年度まで使用できることとなっていることから、本来であれば、本年度は、採択替えを行うこととなりますが、第2回足柄下採択検討会において、昨年度の小学校教科用図書「特別の教科道徳」以外の採択において、今回と同様のケースがあり、その際は、平成27年度から30年度まで使用している教科用図書を引き続き採択している旨の説明をしています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何か意見等はありませんでしょうか。ご意見がないようですので、令和2年度に使用する中学校の道徳以外の教科用図書は、令和元年度に使用している教科書と同じ教科書を使用することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>会長</p>	<p style="text-align: center;">（全員賛成）</p> <p>全員賛成により、令和2年度に使用する中学校の道徳以外の教科用図書は、令和元年度に使用している教科書と同じ教科書を使用することとします。それでは、議事2「その他」ですが、皆様の方から何かございますか。特にないようですが、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局： 担当者</p>	<p>事務局から3点連絡があります。まず1点目ですが、先ほどの選定の投票結果と、意見をご記入いただいたものを決選投票で読み上げいたしました。それ以外の分につきましては、とりまとめて8月20日の第3回検討会で報告いたします。また、先ほどの選定結果を確認の意味でご報告します。英語、東京書籍株式会社、保健、株式会社学研教育みらい、生活、東京書籍株式会社、書写、光村図書出版株式会社、社会、教育出版株式会社、地図、株式会社帝国書院、算数、東京書籍株式会社、理科、株式会社新興出版社啓林館、音楽、株式会社教育芸術社、図画工作、開隆堂出版株式会社、国語、光村図書出版株式会社、家庭、東京書籍株式会社、道徳、株式会社学研教育みらい、以上が小学校の教科用図書となります。中学校の教科用図書につきまし</p>

	<p>ては、先ほどの資料 8 ページの案の一覧が中学校の教科用図書となります。</p> <p>2 点目ですが、情報公開等についてです。教科書採択結果の公開を求められた場合、足柄下採択地区協議会及び各町教育委員会といたしましては、採択終了後、速やかに公開するという趣旨から、1 週間後の 8 月 7 日以降に公開したいと考えておりますので、各町教育委員会におきましては、公開請求があった場合には、8 月 7 日以降に公開するという対応をお願いいたします。また、第 2 回足柄下採択検討会で調査員から報告があった教科用図書調査研究報告書及び非公開となっていました調査員の氏名等につきましては、8 月 20 日開催予定の第 3 回足柄下採択検討会の終了後、速やかに町ホームページに掲出し、広く情報提供を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>3 点目ですが、特別支援学級で使用する教科書についてです。資料 9 ページをご覧ください。特別支援学級で使用する教科書は、児童・生徒の成長や発達状況により個別に選定しますので、共同採択は行いませんが、各町の教育委員会の会議では、次の事項について採択をお願いいたします。特別支援学級において、特別な教育課程により通常級で用いる教科書を使用することが適当でない場合には、次の中から使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和 2 年度使用） 2 令和 2 年度使用一般図書一覧 3 令和元年度用一般図書契約予定一覧 <p>以上です。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等がありますか。</p>
委員 A	<p>事務局より今日の結果について発表がありましたが、結果は教科書の決定であって会社名の発表ではないと思います。会社名を含めて教科書名の発表でないといけないと思います。</p>
会長	<p>わかりました。次の 8 月 20 日の時には会社名を含めた形で教科書の発表と理由の報告をしたいと思います。他にございますか。</p>
委員 C	<p>理由の部分ですが、急いで書いた所があり、文法的な部分で、例えば、てにをはを間違えている箇所があると思いますので内容を大きく変えず、事務局で文章としてまとめていただければと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。これもちましてすべての議事が終了いたしました。次第 4 「その他」ですが、全体を通して何かありますでしょうか。本日は、委員の皆様には、スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは「閉会のことば」を副会長であります湯河原町の高橋教育長をお願いいたします。</p>

高橋教育長

本日は令和2年度に使用いたします小中学校の教科用図書採択にあたりまして、これまで委員の皆様には適正かつ公正に、また、深くご研究いただいた結果、このような採択が出来ましたこと、誠にありがとうございます。令和2年度からは足柄下郡の小中学校におきまして、この教科書をもって主体的、対話的で深い学びの授業展開が図れますことをご期待申し上げます。また、このような静謐な環境を整えていただき、事務運営に御尽力いただきました小林会長はじめ箱根町教育委員会の事務局の皆様、そして、調査研究にあたっていただきました調査員の皆様に深く感謝申し上げます。それでは、これを持ちまして、令和元年度第2回足柄下採択地区協議会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。